

令和3年2月26日

令和2年度（第74期）司法修習生採用選考申込者 各位

司法研修所事務局長

令和2年度（第74期）司法修習生の修習開始等について

（事務連絡）

あなたは、3月31日付けで最高裁判所から司法修習生を命ぜられると、少なくとも1年間、司法研修所長の統轄の下に、司法研修所及び配属庁会（配属される裁判所、検察庁及び弁護士会をいう。）において修習することになります。

修習開始に当たりお知らせする事項は下記のとおりですので、留意してください。

記

1 修習日程

別紙1「第74期修習日程」のとおりであり、各修習区分ごとの日程等の詳細は、次のとおりである。

（1）導入修習

導入修習は、令和3年3月31日（水）から同年4月23日（金）までの間、ウェブ会議用アプリケーション「Microsoft Teams」（以下「チームズ」という。）を使用したオンライン方式により行う（別添の「第74期導入修習のオンライン方式による実施について」を参照。）。導入修習のカリキュラムの順序は、実務修習地に応じて分けられる班（A班、B班）によって異なる。詳細は、別紙2「第74期導入修習日程予定表」のとおりである。

なお、A班の司法修習生は、東京、立川、横浜、さいたま、千葉、大阪、京都、神戸、奈良、大津及び和歌山を実務修習地とする者であり、B班の司法修

習生は、それ以外の地を実務修習地とする者である。

(2) 分野別実務修習

分野別実務修習は、令和3年4月30日（金）から同年12月7日（火）までの間、配属庁会の裁判所、検察庁及び弁護士会で行う。

司法修習生は、配属庁会において複数の班に分かれて修習する。詳細は、別紙3「令和2年度（第74期）司法修習における実務修習順序について」のとおりである。

なお、分野別実務修習開始の集合日時・場所は別紙4のとおりであるので、注意する。

(3) 集合修習及び選択型実務修習

分野別実務修習終了後、司法研修所における集合修習（新型コロナウイルスの感染状況によっては、オンライン方式により実施される場合もある。）と配属庁会における選択型実務修習を行う。

集合修習及び選択型実務修習の修習順序は、上記のA班、B班によって異なる（別紙1参照）。

2 導入修習に関する留意事項

(1) 初日の開始日時、カリキュラム日程

3月31日（水）は、カリキュラム開始前にチームズの [REDACTED] を使用して開始式（司法研修所長挨拶等）を行う。 [REDACTED]

[REDACTED] 及び開始時刻についての詳細は、チームズの [REDACTED] チャネルにおいて周知する。

開始式終了後のカリキュラム日程は、別紙2のとおりである。

(2) 2日目以降のカリキュラム日程等

2日目以降のカリキュラム日程も、別紙2のとおりである。

導入修習における即日起案については、 [REDACTED]

[REDACTED] 起案する形式で行う。起案の具体的

な実施方法については、後日チームズの [REDACTED] チャネルにおいて周知する。

なお、起案に使用する修習記録等は、導入修習開始までに事前に郵送（3月17日頃発送予定）する。

3 兼職及び兼業の禁止等

司法修習生は、最高裁判所の許可を受けなければ、公務員となり、又は他の職業に就き、若しくは財産上の利益を目的とする業務を行うことができない（司法修習生に関する規則2条）。この場合のほか、司法研修所長の許可を受けなければ、学業その他の業務に就くことができない（「司法修習生の規律等について」第7の2）。したがって、現に在職し又は在学している者や業務に従事する者は、3月30日までに所要の手続をとる。

なお、司法修習生の兼業については、別添の当職事務連絡「司法修習生の兼業（収入を伴うアルバイト）について」も参考すること。同事務連絡記載の対象業務については大量の申出が予想され、許可の判断には相当の時間を要するため、導入修習中に兼業を行う予定の者は、3月16日（火）までに司法研修所事務局企画第二課調査係に許可申請書を提出すること。

司法修習生として許可なく兼職又は兼業を行った場合には、非違行為として処分を受けることとなるので、注意する。

兼業等について疑義がある場合は、同係に照会する（電話番号048-460-2045）。

4 修習関連の情報のセキュリティ対策

司法修習中に [REDACTED] で取り扱う修習関連の情報の管理にはくれぐれも細心の注意を払い、司法研修所及び配属庁会における情報セキュリティ対策についての定めを厳守すること。

なお、第74期導入修習中における電磁的情報の取扱いに関しては、令和3年2月26日付け司法研修所長通知「導入修習において司法修習生が取り扱う修習

関連の情報のセキュリティ対策について」が定められている。また、裁判修習中における電磁的情報の取扱いに関しては、令和元年11月27日付け司法研修所長通知「司法修習生が取り扱う裁判修習関連の情報等のセキュリティ対策について」が、弁護修習中における電磁的情報の取扱いに関しては、「司法修習生が取り扱う弁護修習関連の情報等のセキュリティに関するルール」が、集合修習中における電磁的情報の取扱いに関しては、令和元年11月27日付け司法研修所長通知「司法修習生が取り扱う導入修習及び集合修習関連の情報等のセキュリティ対策について」が、それぞれ定められており、別途送付する司法修習ハンドブックに掲載されている。いずれも熟読し、内容をよく理解しておくこと。

同ハンドブック等に記載されているとおり、
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

5 実務修習中の住居

実務修習中の住居につき、司法研修所や配属庁会ではあっせん等を行わないで、あらかじめ各自で確保する。

なお、今後も司法修習生に対する資料等の配布を郵送で行うことが想定されるため、転居する場合には、速やかに転居日及び転居先の住所を記載した住所変更届を司法研修所に提出するとともに、必ず郵便局に転居届を提出し、郵便物の受領に支障のないように注意されたい。

6 その他留意事項

3月31日からは司法修習生としての身分を有することになるので、それまでの間を含め、司法修習生としての自覚を持った行動を心掛けること（司法修習生としての規律等は、司法修習ハンドブック、修習生活へのオリエンテーション、「司法修習開始までの準備について」を参照する。）。

(別紙1)

第74期 修習日程

修習区分	A班		B班	
	修習期間	移動日	修習期間	移動日
導入修習	開始日	3.3.31(水)	開始日	3.3.31(水)
	終了日	3.4.23(金)	終了日	3.4.23(金)
	実日数	18	実日数	18
		3.4.24(土)～ 3.4.29(木)※6日		3.4.24(土)～ 3.4.29(木)※6日
分野別実務修習	開始日	3.4.30(金)	開始日	3.4.30(金)
	終了日	3.6.24(木)	終了日	3.6.24(木)
	実日数	37	実日数	37
	開始日	3.6.25(金)	開始日	3.6.25(金)
	終了日	3.8.18(水)	終了日	3.8.18(水)
	実日数	36	実日数	36
	開始日	3.8.19(木)	開始日	3.8.19(木)
	終了日	3.10.13(水)	終了日	3.10.13(水)
	実日数	38	実日数	38
選択型実務修習及び集合修習	開始日	3.10.14(木)	開始日	3.10.14(木)
	終了日	3.12.7(火)	終了日	3.12.7(火)
	実日数	37	実日数	37
		3.12.8(水)～ 3.12.12(日)※5日		
	集合修習 開始日	3.12.13(月)	選択型修習 開始日	3.12.8(水)
	終了日	4.1.28(金)	終了日	4.1.27(木)
	実日数	30	実日数	32
		4.1.29(土)～ 4.2.1(火)※4日		4.1.28(金)～ 4.2.2(水)※6日
	選択型修習 開始日	4.2.2(水)	集合修習 開始日	4.2.3(木)
	終了日	4.3.18(金)	終了日	4.3.18(金)
	実日数	31	実日数	30
	自由研究日	4.3.22(火)	自由研究日	4.3.22(火)

※ なお、A班の選択型実務修習及びB班の集合修習のカリキュラム終了後、5科目の筆記考試が行われる予定である。

第74期 導入修習日程予定表

月/日	曜	A班				B班							
3月31日	水	開始式	1限目(180分) (10:20~12:00, 12:50~14:10) 事務連絡・民事第一審手続の概説 (講義)(民裁・民弁)		2限目(165分) (14:25~17:10) 民弁問題研究1(事案分析)		開始式	1限目(125分) (10:20~12:25) 事務連絡・刑裁講義 (事前課題解説等)	2限目(110分) (13:15~15:05) 検察導入講義	3限目(110分) (15:20~17:10) 刑弁演習1(検査弁護)			
4月1日	木	1限目(125分)(9:50~11:55) 事務連絡・刑裁講義(事前課題解説等)		2限目(110分) (12:55~14:45) 検察導入講義	3限目(110分) (15:00~16:50) 刑弁演習1(検査弁護)	1限目(180分)(9:50~11:30, 12:30~13:50) 事務連絡・民事第一審の手続の概説(講義)(民裁・民弁)		2限目(165分) (14:05~16:50) 民弁問題研究1(事案分析)					
4月2日	金	1限目(180分) (9:50~12:50) 民裁即日起案		2限目(180分) (14:00~17:00) 刑裁即日起案		1限目(180分) (9:50~12:50) 民裁即日起案		2限目(180分) (14:00~17:00) 刑裁即日起案					
4月5日 A班昼食会 ①	月	1限目(85分) (9:50~11:15) 民事総合1 (民裁・民弁)	2限目(85分) (11:30~12:10, 13:10~13:55) 刑事問題研究(勾留) (刑裁・検察・刑弁)	自由研究		1限目(85分) (9:50~11:15) 刑事問題研究(勾留)	2限目(85分) (11:30~12:10, 13:10~13:55) 民事総合1 (民裁・民弁)	自由研究					
4月6日	火	1限目(180分) (9:50~12:50) 刑弁即日起案		2限目(180分) (14:00~17:00) 検察即日起案		1限目(180分) (9:50~12:50) 刑弁即日起案		2限目(180分) (14:00~17:00) 検察即日起案					
4月7日 A班昼食会 ②	水	1限目(180分) (9:50~12:50) 民弁問題研究2(即日起案)		自由研究		1限目(180分) (9:50~12:50) 民弁問題研究2(即日起案)		自由研究					
4月8日 B班昼食会 ①	木	1限目(11:50, 12:50~16:50) 検査演習 (検察)				1限目(170分) (9:50~11:50, 12:50~13:40)		2限目(170分) (14:00~16:50) 民弁講義1(立証)					
4月9日 B班昼食会 ②	金	1限目(170分) (9:50~11:50, 12:50~13:40) 民事総合2 (民裁・民弁)		2限目(170分) (14:00~16:50) 民弁講義1(立証)		(9:50~11:50, 12:50~16:50) 検査演習 (検察)							
4月12日	月	1限目(170分) (9:50~11:50, 12:50~13:40) 民弁講義2(民事保全・民事執行①)		2限目(170分) (14:00~16:50) 民弁演習(和解条項)		(9:50~11:50, 12:50~16:50) 刑弁演習2(即日起案解説・否認事件)							
4月13日	火	(9:50~11:50, 12:50~16:50) 民裁即日起案解説				(9:50~11:50, 12:50~16:50) 刑裁即日起案・事前課題の解説							
4月14日	水	自由研究日				自由研究日							
4月15日	木	1限目(170分) (9:50~11:50, 12:50~13:40) 民事事実認定の手法と留意点 (民裁)		2限目(170分) (14:00~16:50) 民弁問題研究3(主張書面)		(9:50~11:50, 12:50~16:50) 刑事共通演習基礎(公判前整理手続) (刑裁・検察・刑弁)							
4月16日	金	(9:50~11:50, 12:50~16:50) 刑事共通演習基礎(公判前整理手続) (刑裁・検察・刑弁)				1限目(170分) (9:50~11:50, 12:50~13:40)	2限目(170分) (14:00~16:50) 民事総合2 (民裁・民弁)	民弁演習(和解条項)					
4月19日	月	(9:50~11:50, 12:50~16:50) 刑裁即日起案・事前課題の解説				(9:50~11:50, 12:50~16:50) 民裁即日起案解説							
4月20日	火	(9:50~11:50, 12:50~16:50) 刑弁演習2(即日起案解説・否認事件)				1限目(170分) (9:50~11:50, 12:50~13:40) 民事事実認定の手法と留意点 (民裁)	2限目(170分) (14:00~16:50) 民弁問題研究3(主張書面)	民弁問題研究3(主張書面)					
4月21日	水	自由研究日				自由研究日							
4月22日	木	1限目(170分) (9:50~11:40, 12:40~13:40) 裁判修習に向けて (民裁・刑裁)		2限目(170分) (14:00~16:50) 検察即日起案講評+検察官の心構え等		1限目(170分) (9:50~11:40, 12:40~13:40) 検察即日起案講評+検察官の心構え等	2限目(170分) (14:00~16:50) 裁判修習に向けて (民裁・刑裁)	裁判修習に向けて (民裁・刑裁)					
4月23日	金	1限目(50分) (9:50~10:40) 民弁講義2(民事保全・民事執行②)	2限目(80分) (10:50~12:10) 民弁講義3 (弁護士倫理・職務等)	3限目(140分) (13:10~15:30) 刑弁演習3(量刑事件)	4限目(70分) (15:50~17:00) 留意事項 事務局長	1限目(140分) (9:50~12:10) 刑弁演習3(量刑事件)	2限目(70分) (13:10~14:20) 留意事項 事務局長	3限目(50分) (14:40~15:30) 民弁講義2(民事保全・民事執行②)	4限目(80分) (15:40~17:00) 民弁講義3 (弁護士倫理・職務等)				

令和2年度(第74期)司法修習における実務修習順序について

修習地	班別	修習期間及び順序				家裁修習期間	
		R3.4.30 1	R3.6.25 1	R3.8.19 1	R3.10.14 1		
		R3.6.24 1	R3.8.18 1	R3.10.13 1	R3.12.7 1		
東京	1班	(裁)民事部	弁護士会	(裁)刑事部	検察庁	裁判実務修習中に行う。	
	2班	検察庁	(裁)民事部	弁護士会	(裁)刑事部		
	3班	(裁)刑事部	検察庁	(裁)民事部	弁護士会		
	4班	弁護士会	(裁)刑事部	検察庁	(裁)民事部		
立川	1班	(裁)民事部	弁護士会	(裁)刑事部	検察庁	裁判実務修習中に行う。	
	2班	検察庁	(裁)民事部	弁護士会	(裁)刑事部		
	3班	(裁)刑事部	検察庁	(裁)民事部	弁護士会		
	4班	弁護士会	(裁)刑事部	検察庁	(裁)民事部		
横浜	1班	(裁)民事部	検察庁	(裁)刑事部	弁護士会	裁判実務修習中に行う。	
	2班	検察庁	(裁)刑事部	弁護士会	(裁)民事部		
	3班	(裁)刑事部	弁護士会	(裁)民事部	検察庁		
	4班	弁護士会	(裁)民事部	検察庁	(裁)刑事部		
さいたま	1班	弁護士会	(裁)民事部	検察庁	(裁)刑事部	裁判実務修習中に行う。	
	2班	(裁)刑事部	検察庁	(裁)民事部	弁護士会		
	3班	検察庁	(裁)刑事部	弁護士会	(裁)民事部		
	4班	(裁)民事部	弁護士会	(裁)刑事部	検察庁		
千葉	1班	(裁)民事部	検察庁	(裁)刑事部	弁護士会	裁判実務修習中に行う。	
	2班	検察庁	(裁)民事部	弁護士会	(裁)刑事部		
	3班	(裁)刑事部	弁護士会	(裁)民事部	検察庁		
	4班	弁護士会	(裁)刑事部	検察庁	(裁)民事部		
水戸	1班	(裁)民事部	弁護士会	検察庁	(裁)刑事部	1班: R3.11.30 (火) ~ R3.12.7 (火)	
	2班	(裁)刑事部			(裁)民事部	2班: R3.6.18 (金) ~ R3.6.24 (木)	
	3班	検察庁	(裁)民事部	(裁)刑事部	弁護士会	3班: R3.10.5 (火) ~ R3.10.13 (水)	
	4班		(裁)刑事部	(裁)民事部		4班: R3.6.25 (金) ~ R3.7.2 (金) (※6.29(火)を除く。)	
宇都宮	1班	検察庁	(裁)民事部	弁護士会	(裁)刑事部	裁判実務修習中に行う。	
	2班	弁護士会	(裁)刑事部	検察庁	(裁)民事部		
	3班	(裁)民事部	弁護士会	(裁)刑事部	検察庁		
	4班	(裁)刑事部	検察庁	(裁)民事部	弁護士会		
前橋	1班	(裁)民事部	検察庁	(裁)刑事部	弁護士会	1班: R3.10.7 (木) ~ R3.10.13 (水)	
	2班	(裁)刑事部	弁護士会	(裁)民事部	検察庁	2班: R3.6.18 (金) ~ R3.6.24 (木)	
	3班	検察庁	(裁)刑事部	弁護士会	(裁)民事部	3班: R3.8.12 (木) ~ R3.8.18 (水)	
	4班	弁護士会	(裁)民事部	検察庁	(裁)刑事部	4班: R3.12.1 (水) ~ R3.12.7 (火)	
静岡	1班	(裁)民事部	検察庁	(裁)刑事部	弁護士会	1班: R3.10.7 (木) ~ R3.10.13 (水)	
	2班	検察庁	(裁)民事部	弁護士会	(裁)刑事部	2班: R3.10.14 (木) ~ R3.10.20 (水)	
	3班	(裁)刑事部	弁護士会	(裁)民事部	検察庁	3班: R3.6.18 (金) ~ R3.6.24 (木)	
	4班	弁護士会	(裁)刑事部	検察庁	(裁)民事部	4班: R3.6.25 (金) ~ R3.7.1 (木)	
甲府	1班	検察庁	(裁)民事部	(裁)刑事部	弁護士会	裁判実務修習中に行う。	
	2班						
	3班	(裁)刑事部	弁護士会	検察庁	(裁)民事部		
	4班	(裁)民事部					

修習地	班別	修習期間及び順序				家裁修習期間	
		R3.4.30 1 R3.6.24	R3.6.25 2 R3.8.18	R3.8.19 3 R3.10.13	R3.10.14 4 R3.12.7		
長野	1班	(裁)民事部	弁護士会	検察庁	(裁)刑事部	裁判実務修習中に行う。	
	2班	(裁)刑事部			(裁)民事部		
	3班	検察庁	(裁)民事部	(裁)刑事部	弁護士会		
	4班		(裁)刑事部	(裁)民事部			
新潟	1班	(裁)民事部	検察庁	弁護士会	(裁)刑事部	刑事裁判実務修習中に5日間行う。	
	2班	(裁)刑事部	弁護士会	検察庁	(裁)民事部		
	3班	検察庁	(裁)民事部	(裁)刑事部	弁護士会		
	4班	弁護士会	(裁)刑事部	(裁)民事部	検察庁		
大阪	1班	弁護士会	(裁)民事部	検察庁	(裁)刑事部	裁判実務修習中に行う。	
	2班	(裁)刑事部	弁護士会	(裁)民事部	検察庁		
	3班	検察庁	(裁)刑事部	弁護士会	(裁)民事部		
	4班	(裁)民事部	検察庁	(裁)刑事部	弁護士会		
京都	1班	弁護士会	(裁)刑事部	検察庁	(裁)民事部	裁判実務修習中に行う。	
	2班	(裁)刑事部	弁護士会	(裁)民事部	検察庁		
	3班	(裁)民事部	検察庁	(裁)刑事部	弁護士会		
	4班	検察庁	(裁)民事部	弁護士会	(裁)刑事部		
神戸	1班	弁護士会	(裁)刑事部	検察庁	(裁)民事部	刑事裁判実務修習中に行う。	
	2班	(裁)刑事部	弁護士会	(裁)民事部	検察庁		
	3班	検察庁	(裁)民事部	弁護士会	(裁)刑事部		
	4班	(裁)民事部	検察庁	(裁)刑事部	弁護士会		
奈良	1班	(裁)民事部	弁護士会	検察庁	(裁)刑事部	裁判実務修習中に行う。	
	2班	(裁)刑事部			(裁)民事部		
	3班	検察庁	(裁)民事部	(裁)刑事部	弁護士会		
	4班		(裁)刑事部	(裁)民事部			
大津	1班	(裁)民事部	弁護士会	検察庁	(裁)刑事部	裁判実務修習中に行う。 民事裁判実務修習中に家事3日程度 刑事裁判実務修習中に少年2日程度 *少年鑑別所の見学を2回実施(2班合同)	
	2班	(裁)刑事部			(裁)民事部		
	3班	検察庁	(裁)民事部	(裁)刑事部	弁護士会		
	4班		(裁)刑事部	(裁)民事部			
和歌山	1班	(裁)民事部	検察庁	(裁)刑事部	弁護士会	裁判実務修習中に行う。	
	2班	(裁)刑事部					
	3班	検察庁	(裁)民事部	(裁)刑事部	弁護士会		
	4班		(裁)刑事部	(裁)民事部			
名古屋	1班	(裁)民事部	弁護士会	(裁)刑事部	検察庁	裁判実務修習中に行う。	
	2班	検察庁	(裁)民事部	弁護士会	(裁)刑事部		
	3班	(裁)刑事部	検察庁	(裁)民事部	弁護士会		
	4班	弁護士会	(裁)刑事部	検察庁	(裁)民事部		
津	1班	(裁)民事部	検察庁	(裁)刑事部	弁護士会	1, 2班: R3.10.4(月) ~ R3.10.8(金) 3, 4班: R3.10.18(月) ~ R3.10.22(金)	
	2班	(裁)刑事部	弁護士会	(裁)民事部	検察庁		
	3班	検察庁	(裁)民事部	弁護士会	(裁)刑事部		
	4班	弁護士会	(裁)刑事部	検察庁	(裁)民事部		

修習地	班別	修習期間及び順序				家裁修習期間	
		R3. 4. 30 R3. 6. 24	R3. 6. 25 R3. 8. 18	R3. 8. 19 R3. 10. 13	R3. 10. 14 R3. 12. 7		
岐 阜	1班	検察庁	(裁) 刑事部	弁護士会	(裁) 民事部	裁判実務修習中に行う。	
	2班	(裁) 刑事部	弁護士会	(裁) 民事部	検察庁		
	3班	弁護士会	(裁) 民事部	検察庁	(裁) 刑事部		
	4班	(裁) 民事部	検察庁	(裁) 刑事部	弁護士会		
福 井	1班	(裁) 刑事部	検察庁	弁護士会	(裁) 民事部	裁判実務修習中に行う。	
	2班	検察庁	(裁) 民事部		(裁) 刑事部		
	3班						
	4班						
金 沢	1班	(裁) 民事部	弁護士会	検察庁	(裁) 刑事部	裁判実務修習中に行う。	
	2班	(裁) 刑事部			(裁) 民事部		
	3班	検察庁	(裁) 民事部	(裁) 刑事部	弁護士会		
	4班		(裁) 刑事部	(裁) 民事部			
富 山	1班	(裁) 民事部	弁護士会	検察庁	(裁) 刑事部	刑事裁判実務修習中に行う。	
	2班	(裁) 刑事部			(裁) 民事部		
	3班	検察庁	(裁) 民事部	(裁) 刑事部	弁護士会		
	4班						
広 島	1班	弁護士会	(裁) 刑事部	検察庁	(裁) 民事部	刑事裁判実務修習中に行う。	
	2班	(裁) 刑事部	検察庁	(裁) 民事部	弁護士会		
	3班	検察庁	(裁) 民事部	弁護士会	(裁) 刑事部		
	4班	(裁) 民事部	弁護士会	(裁) 刑事部	検察庁		
山 口	1班	(裁) 民事部	弁護士会	検察庁	(裁) 刑事部	裁判実務修習中に行う。	
	2班	(裁) 刑事部			(裁) 民事部		
	3班	検察庁	(裁) 民事部	(裁) 刑事部	弁護士会		
	4班		(裁) 刑事部	(裁) 民事部			
岡 山	1班	(裁) 民事部	検察庁	(裁) 刑事部	弁護士会	刑事裁判実務修習中に5日間行う。	
	2班	(裁) 刑事部	弁護士会	(裁) 民事部	検察庁		
	3班	検察庁	(裁) 民事部	弁護士会	(裁) 刑事部		
	4班	弁護士会	(裁) 刑事部	検察庁	(裁) 民事部		
鳥 取	1班	(裁) 民事部	弁護士会	検察庁	(裁) 刑事部	裁判実務修習中に行う。	
	2班	検察庁	(裁) 刑事部	(裁) 民事部	弁護士会		
	3班						
	4班						
松 江	1班	(裁) 民事部	検察庁	(裁) 刑事部	弁護士会	刑事裁判実務修習中に5日間行う。	
	2班	(裁) 刑事部	弁護士会	検察庁	(裁) 民事部		
	3班						
	4班						
福 岡	1班	(裁) 民事部	弁護士会	(裁) 刑事部	検察庁	刑事裁判実務修習中に行う。	
	2班	検察庁	(裁) 刑事部	弁護士会	(裁) 民事部		
	3班	(裁) 刑事部	検察庁	(裁) 民事部	弁護士会		
	4班	弁護士会	(裁) 民事部	検察庁	(裁) 刑事部		

修習地	班別	修習期間及び順序				家裁修習期間
		R3.4.30 R3.6.24	R3.6.25 R3.8.18	R3.8.19 R3.10.13	R3.10.14 R3.12.7	
佐賀	1班	(裁) 刑事部	弁護士会	検察庁	(裁) 民事部	1班: R3.6.18 (金) ~ R3.6.24 (木)
	2班	検察庁	(裁) 民事部	(裁) 刑事部	弁護士会	2班: R3.10.6 (水) ~ R3.10.13 (水)
	3班					
	4班					
長崎	1班	(裁) 民事部	弁護士会	検察庁	(裁) 刑事部	1, 2班: 裁判実務修習中 (第4クール) に2日間
	2班	(裁) 刑事部			(裁) 民事部	3, 4班: 裁判実務修習中 (第2クール) に2日間
	3班		(裁) 民事部	(裁) 刑事部		(ほか, 裁判実務修習中に傍聴, 見学等を行う)
	4班		検察庁	(裁) 刑事部	弁護士会	
大分	1班	(裁) 民事部	弁護士会	(裁) 刑事部	検察庁	
	2班	(裁) 刑事部	検察庁	(裁) 民事部	弁護士会	
	3班	弁護士会	(裁) 民事部	検察庁	(裁) 刑事部	
	4班	検察庁	(裁) 刑事部	弁護士会	(裁) 民事部	
熊本	1班	検察庁	(裁) 民事部	弁護士会	(裁) 刑事部	1班: R3.10.14 (木) ~ R3.10.21 (木)
	2班	弁護士会	(裁) 刑事部	検察庁	(裁) 民事部	2班: R3.6.25 (金) ~ R3.7.2 (金)
	3班	(裁) 民事部	検察庁	(裁) 刑事部	弁護士会	3班: R3.10.7 (木) ~ R3.10.13 (水)
	4班	(裁) 刑事部	弁護士会	(裁) 民事部	検察庁	4班: R3.6.18 (金) ~ R3.6.24 (木)
鹿児島	1班	(裁) 刑事部	弁護士会	(裁) 民事部	検察庁	
	2班	検察庁	(裁) 民事部	弁護士会	(裁) 刑事部	
	3班	(裁) 民事部	検察庁	(裁) 刑事部	弁護士会	
	4班	弁護士会	(裁) 刑事部	検察庁	(裁) 民事部	
宮崎	1班	(裁) 民事部	弁護士会	検察庁	(裁) 刑事部	
	2班	(裁) 刑事部			(裁) 民事部	
	3班		(裁) 民事部	(裁) 刑事部		
	4班		(裁) 刑事部	(裁) 民事部	弁護士会	
那覇	1班	(裁) 民事部	検察庁	(裁) 刑事部	弁護士会	1班: R3.6.18 (金) ~ R3.6.24 (木)
	2班	検察庁	(裁) 刑事部	弁護士会	(裁) 民事部	2班: R3.8.11 (水) ~ R3.8.18 (水)
	3班	(裁) 刑事部	弁護士会	(裁) 民事部	検察庁	3班: R3.10.7 (木) ~ R3.10.13 (水)
	4班	弁護士会	(裁) 民事部	検察庁	(裁) 刑事部	4班: R3.12.1 (水) ~ R3.12.7 (火)
仙台	1班	検察庁	(裁) 刑事部	弁護士会	(裁) 民事部	
	2班	(裁) 民事部	弁護士会	(裁) 刑事部	検察庁	
	3班	弁護士会	(裁) 民事部	検察庁	(裁) 刑事部	
	4班	(裁) 刑事部	検察庁	(裁) 民事部	弁護士会	
福島	1班	(裁) 民事部	弁護士会	検察庁	(裁) 刑事部	
	2班	(裁) 刑事部			(裁) 民事部	
	3班		(裁) 民事部	(裁) 刑事部		
	4班		(裁) 刑事部	(裁) 民事部	弁護士会	
山形	1班	(裁) 刑事部	検察庁	(裁) 民事部	弁護士会	
	2班	(裁) 民事部			(裁) 刑事部	
	3班	検察庁	(裁) 刑事部	弁護士会	(裁) 民事部	
	4班					

修習地	班別	修習期間及び順序				家裁修習期間	
		R3.4.30	R3.6.25	R3.8.19	R3.10.14		
		R3.6.24	R3.8.18	R3.10.13	R3.12.7		
盛岡	1班	(裁)民事部	検察庁	弁護士会	(裁)刑事部	1班: R3.11.29(月)～R3.12.3(金) 2班: R3.6.14(月)～R3.6.18(金) 3班: R3.10.4(月)～R3.10.8(金)	
	2班	(裁)刑事部			(裁)民事部		
	3班	検察庁	(裁)民事部	(裁)刑事部	弁護士会		
	4班						
秋田	1班	(裁)民事部	弁護士会	検察庁	(裁)刑事部	裁判実務修習中に行う。	
	2班	検察庁	(裁)民事部	(裁)刑事部	弁護士会		
	3班	(裁)刑事部	弁護士会	検察庁	(裁)民事部		
	4班						
青森	1班	(裁)民事部	弁護士会	検察庁	(裁)刑事部	裁判実務修習中に行う。	
	2班	検察庁	(裁)刑事部	(裁)民事部	弁護士会		
	3班						
	4班						
札幌	1班	(裁)民事部	弁護士会	(裁)刑事部	検察庁	1班: 第3クールのうち5日間 2班: 第4クールのうち5日間 3班: 第1クールのうち5日間 4班: 第2クールのうち5日間	
	2班	弁護士会	(裁)民事部	検察庁	(裁)刑事部		
	3班	(裁)刑事部	検察庁	(裁)民事部	弁護士会		
	4班	検察庁	(裁)刑事部	弁護士会	(裁)民事部		
函館	1班	検察庁	(裁)民事部	弁護士会	(裁)刑事部	刑事裁判実務修習中に行う。	
	2班	(裁)刑事部	検察庁		(裁)民事部		
	3班						
	4班						
旭川	1班	(裁)民事部	検察庁	弁護士会	(裁)刑事部	刑事裁判実務修習中に行う。	
	2班	検察庁	(裁)刑事部	(裁)民事部	弁護士会		
	3班						
	4班						
釧路	1班	(裁)民事部	検察庁	弁護士会	(裁)刑事部	刑事裁判実務修習中に行う。	
	2班	検察庁	(裁)刑事部		(裁)民事部		
	3班						
	4班						
高松	1班	(裁)民事部	検察庁	(裁)刑事部	弁護士会	裁判実務修習中に行う。	
	2班	(裁)刑事部	弁護士会	(裁)民事部	検察庁		
	3班	検察庁	(裁)民事部	弁護士会	(裁)刑事部		
	4班	弁護士会	(裁)刑事部	検察庁	(裁)民事部		
徳島	1班	(裁)民事部	弁護士会	検察庁	(裁)刑事部	1, 2班: 裁判実務修習中(第1クール)に行う。 3, 4班: 裁判実務修習中(第3クール)に行う。	
	2班	(裁)刑事部			(裁)民事部		
	3班	検察庁	(裁)刑事部	(裁)民事部	弁護士会		
	4班						
高知	1班	(裁)民事部	弁護士会	検察庁	(裁)刑事部	裁判実務修習中に行う。	
	2班	(裁)刑事部			(裁)民事部		
	3班	検察庁	(裁)民事部	(裁)刑事部	弁護士会		
	4班		(裁)刑事部	(裁)民事部			
松山	1班	(裁)民事部	弁護士会	検察庁	(裁)刑事部	1班: R3.6.18(金)～R3.10.7(木)～R3.10.13(水) 2班: R3.6.25(金)～R3.12.2(木)～R3.12.7(火) 3班: R3.6.18(金)～R3.6.24(木) 4班: R3.6.25(金)～R3.7.1(木)	
	2班	(裁)刑事部			(裁)民事部		
	3班	検察庁	(裁)民事部	(裁)刑事部	弁護士会		
	4班		(裁)刑事部	(裁)民事部			

(別紙4)

令和2年度（第74期）分野別実務修習の開始日等について

○ 実務修習地、修習班によって開始日、集合時刻が異なるので、注意すること。

○ 開始日に全員が持参する物は、以下のとおりである。

- ①印鑑(スタンプ式不可)、②筆記用具、③六法、④司法修習ハンドブック、
⑤修習生活へのオリエンテーション、⑥実務修習結果簿

開始日には、これらの持参物及び各実務修習地が指定する教材等(下表のとおり)を持参する。

実務修習地	開始日・集合時刻等（令和3年）	開始日に持参する教材等
東京	1班、3班 5月6日（木）午前9時45分（受付開始午前9時30分） 【1班】東京地方裁判所 研修室（9階） 【3班】東京高等・地方裁判所 大会議室（18階） (※4月30日（金）は自由研究日である。)	<p>【1班、3班】なし 【2班】検察講義案（六法については、判例・解説付きは不可） 【4班】持参物がある場合は、別途、配属会から連絡がある。</p>
	2班 4月30日（金）午前10時00分 東京地方検察庁 総務部司法修習課（九段合同庁舎 5階）	
	4班 東京弁護士会配属の者 5月6日（木）午前中（各配属先事務所が指定する時間） 各配属先事務所 第一東京弁護士会配属の者 5月6日（木）午前9時50分 弁護士会館 1208会議室（12階） 第二東京弁護士会配属の者 5月6日（木）午前10時30分 弁護士会館 1002会議室（10階） (※4月30日（金）は自由研究日である。)	
	5月6日（木）午前9時30分 東京地方裁判所立川支部 大会議室（6階） (※4月30日（金）は自由研究日である。)	
立川	1班 5月6日（木）午前9時50分 横浜地方裁判所 大会議室（13階）	【1班】司研から送付された事前配布資料一式（各自の第1クール配属先に関するもの） 【2班】検察講義案（六法については、判例・解説付きは不可） 【3班】司研から送付された事前配布資料一式（各自の第1クール配属先に関するもの） 【4班】持参物がある場合は、別途、配属会から連絡がある。
	2班 5月6日（木）午前9時30分 横浜地方検察庁 総務部企画調査課教養係（本館4階）	【1班】司研から送付された教材のうち民事裁判にかかる教材 【2班】検察講義案、検察終局処分起案の考え方 【3班】ブラックティス刑事裁判、プロシーディングス刑事裁判、刑事事実認定ガイド 【4班】なし
	3班 5月6日（木）午前9時50分 横浜地方裁判所 中会議室（10階）	【1班、3班】司法修習生バッジ
	4班 5月6日（木）午前10時30分 神奈川県弁護士会 大会議室（4階） (全員に共通) ※4月30日（金）は自由研究日である。	【2班】司法修習生バッジ
さいたま	5月6日（木）午前9時40分（受付開始午前9時10分） さいたま地方裁判所 大会議室（C棟5階） (※4月30日（金）は自由研究日である。)	なし

実務修習地	開始日・集合時刻等（令和3年）	開始日に持参する教材等
千葉	1班、3班 4月30日（金）午前9時30分 千葉地方裁判所 大会議室（新館10階） 2班 4月30日（金）午前9時30分 千葉地方検察庁 司法修習生室（7階） 4班 5月6日（木）午前10時30分 千葉県弁護士会館 総堂（3階） （※4月30日（金）は自由研究日である。）	【1班】司研から事前配布された民事裁判資料一式 【2班】司研から事前配布された「終局処分起案の考え方」及び「検察講義案」 【3班】司研から事前配布された刑事裁判資料一式 【4班】なし
	1班、2班 5月6日（木）午前9時00分 水戸地方裁判所 事務局総務課（本館4階） 3班、4班 5月6日（木）午前9時00分 水戸地方検察庁 企画調査課（5階） （全員に共通） ※4月30日（金）は自由研究日である。	
	5月6日（木）午前10時00分 宇都宮地方裁判所 大会議室（本館4階） （※4月30日（金）は自由研究日である。）	なし
	5月6日（木）午前9時00分 前橋地方裁判所 大会議室（5階） （※4月30日（金）は自由研究日である。）	なし
静岡	5月6日（木）午前9時30分 静岡地方裁判所 第1会議室（3階） （※4月30日（金）は自由研究日である。）	【全員に共通】転居先の住民票の写し（マイナンバーの記載がないもの）（※ただし、実務修習参加に伴い転居しない者は提出不要）
甲府	5月7日（金）午前9時00分 甲府地方裁判所 事務局総務課（6階） （※4月30日（金）5月6日（木）は自由研究日である。）	なし
長野	5月6日（木）午前9時30分 長野地方裁判所 事務局総務課（5階） （※4月30日（金）は自由研究日である。）	なし
新潟	4月30日（金）午前9時00分 新潟地方裁判所 大会議室（4階）	【全員に共通】配布資料等を入れる袋等
大阪	2班、4班 4月30日（金）午前9時20分 大阪地方裁判所 大会議室（本館2階） 3班 4月30日（金）午前9時15分 大阪地方検察庁 司法修習生室（9階） 1班 4月30日（金）午前9時30分 大阪弁護士会館 1001・1002会議室（10階）	【2班、4班】なし 【3班】検察講義案、検察終局処分起案の考え方 【1班】別途、修習開始までに通知する。
	2班、3班 5月6日（木）午前9時10分 京都地方裁判所 大会議室（5階） 4班 5月6日（木）午前9時00分 京都地方検察庁 司法修習生室（別館1階） 1班 5月6日（木）午前9時30分 京都弁護士会館 大ホール（地階） （全員に共通） ※4月30日（金）は自由研究日である。	
	2班、4班 5月6日（木）午前9時20分 神戸地方裁判所 第1会議室（5階） 3班 5月6日（木）午前9時20分 神戸地方検察庁 総務部指導係検事室301号室（3階） 1班 5月6日（木）午前10時30分 兵庫県弁護士会館 302・303会議室（3階） （全員に共通） ※4月30日（金）は自由研究日である。	
	2班、4班 5月6日（木）午前9時00分 奈良地方裁判所 事務局総務課（4階） （※4月30日（金）は自由研究日である。）	
	【2班、4班】司法修習生バッジまたは身分証明書 【3班】①検察講義案、②終局処分起案の考え方、③司法修習生バッジまたは身分証明書 【1班】なし	

実務修習地	開始日・集合時刻等（令和3年）	開始日に持参する教材等
大津	5月6日（木）午前9時00分 大津地方裁判所 大会議室（1階） （※4月30日（金）は自由研究日である。）	なし
和歌山	5月6日（木）午前8時50分 和歌山地方裁判所 事務局総務課（6階） （※4月30日（金）は自由研究日である。）	なし
名古屋	1班、3班 5月6日（木）午前9時20分 名古屋地方裁判所 大会議室（12階）	【1班、2班、4班】なし 【3班】プラクティス刑事裁判及び同（別冊）
	2班 5月6日（木）午前9時30分 名古屋地方検察庁、修習生指導室（5階）	
	4班 5月6日（木）午前9時20分 愛知県弁護士会館 （全員に共通） ※4月30日（金）は自由研究日である。	
津	5月6日（木）午前9時00分 津地方裁判所 事務局総務課（A館3階 ※庁舎整備工事のためB館1階に移転の可能性あり） （※4月30日（金）は自由研究日である。）	なし
岐阜	5月6日（木）午前9時00分 岐阜地方裁判所 事務局総務課（6階） （※4月30日（金）は自由研究日である。）	なし
福井	5月6日（木）午前9時00分 福井地方裁判所 事務局総務課（3階） （※4月30日（金）は自由研究日である。）	【1班】なし 【2班】「検察説義案」及び「終局処分の考え方（改訂版）」
金沢	5月6日（木）午前9時30分 金沢地方裁判所 事務局総務課（3階） （※4月30日（金）は自由研究日である。）	なし
富山	4月30日（金）午前9時00分 富山地方裁判所 事務局総務課（3階）	なし
広島	4月30日（金）午前9時30分 広島地方裁判所 大会議室（南棟3階） ※新型コロナウイルス感染拡大状況により、広島弁護士会館3階ホールに変更の可能性あり	【全員に共通】司法修習生バッジ
山口	5月7日（金）午前9時00分 山口地方裁判所 第1手続室（新館1階） （※4月30日（金）5月6日（木）は自由研究日である。）	なし
岡山	4月30日（金）午前9時00分 岡山地方裁判所 大会議室（6階）	【全員に共通】実務修習日程表（岡山地方裁判所・岡山地方検察庁・岡山弁護士会）及び連絡先届
鳥取	5月6日（木）午前9時40分 鳥取地方裁判所 事務局総務課（3階） （※4月30日（金）は自由研究日である。）	なし
松江	5月6日（木）午前9時00分 松江地方裁判所 事務局総務課（4階） （※4月30日（金）は自由研究日である。）	なし
福岡	1班、3班 5月6日（木）午前9時20分 福岡地方裁判所 1201号会議室（12階）	【全員に共通】司法修習生バッジまたは身分証明書 ■■■■■
	2班 5月6日（木）午前9時30分 福岡地方検察庁 司法修習生室（6階）	
	4班 5月6日（木）午前9時30分 福岡県弁護士会館 301号室（3階） （全員に共通） ※4月30日（金）は自由研究日である。	
佐賀	5月6日（木）午前9時30分 佐賀地方裁判所 事務局総務課（2階21番） （※4月30日（金）は自由研究日である。）	なし
長崎	5月6日（木）午前9時20分 長崎地方裁判所 事務局総務課（本館5階） （※4月30日（金）は自由研究日である。）	なし

実務修習地	開始日・集合時刻等 (令和3年)	開始日に持参する教材等
大分	1班, 2班 5月6日(木)午前9時20分 大分地方裁判所 大会議室(南棟3階) 4班 5月6日(木)午前8時50分 大分地方検察庁 企画調査課(9階) 3班 5月6日(木)午前9時00分 大分県弁護士会館 会議室(2階) (全員に共通) ※4月30日(金)は自由研究日である。	なし
熊本	5月6日(木)午前9時00分 熊本地方裁判所 事務局総務課(5階) (※4月30日(金)は自由研究日である。)	なし
鹿児島	5月6日(木)午前9時00分 鹿児島地方裁判所 事務局総務課(6階) (※4月30日(金)は自由研究日である。)	なし
宮崎	5月6日(木)午前9時00分 宮崎地方裁判所 大会議室(南棟5階) (※4月30日(金)は自由研究日である。)	なし
那覇	5月6日(木)午前9時00分 那覇地方裁判所 事務局総務課(2階) (※4月30日(金)は自由研究日である。)	なし
仙台	4月30日(金)午前9時00分 【1班】仙台地方裁判所 第2会議室(6階) 【2班】仙台地方裁判所 第1会議室(8階) 【3班】仙台地方裁判所 第5会議室(5階) 【4班】仙台地方裁判所 第1会議室(8階)	【全員に共通】司法修習生バッジを着用して登庁すること。 [REDACTED]
福島	5月6日(木)午前9時00分 福島地方裁判所 事務局総務課(5階) (※4月30日(金)は自由研究日である。)	なし
山形	5月6日(木)午前9時00分 山形地方裁判所 事務局総務課(5階) (※4月30日(金)は自由研究日である。)	なし
盛岡	5月6日(木)午前9時00分 盛岡地方裁判所 事務局総務課(6階) (※4月30日(金)は自由研究日である。)	【全員に共通】検察講義案、検察終局処分起案の考え方
秋田	1班, 3班 5月6日(木)午前9時00分 秋田地方裁判所 第1小会議室(1階) 2班 5月6日(木)午前9時00分 秋田地方検察庁 企画調査課(5階) (全員に共通) ※4月30日(金)は自由研究日である。	【1班, 3班】なし 【2班】検察講義案、検察終局処分起案の考え方
青森	5月6日(木)午前9時00分 青森地方裁判所 事務局総務課(5階) (※4月30日(金)は自由研究日である。)	なし
札幌	1班, 3班 5月6日(木)午前9時15分 札幌地方裁判所事務局人事課(札幌高・地裁庁舎本館4階) 4班 5月6日(木)午前9時15分 札幌地方検察庁司法修習生実務修習室(札幌第三合同庁舎13階北側) 2班 5月6日(木)午前9時15分 各配属先弁護士事務所 (全員に共通) ※4月30日(金)は自由研究日である。	【全員に共通】司法修習生バッジ [REDACTED]
函館	5月6日(木)午前9時00分 函館地方裁判所 事務局総務課(5階) (※4月30日(金)は自由研究日である。)	なし

実務修習地	開始日・集合時刻等（令和3年）	開始日に持参する教材等
旭川	5月6日（木）午前9時00分 旭川地方裁判所 事務局総務課（A棟3階） (※4月30日（金）は自由研究日である。)	なし
釧路	4月30日（金）午前9時00分 釧路地方裁判所 事務局総務課（5階）	【全員に共通】転居先の住民票の写し（マイナンバーの記載がないもの）
高松	5月6日（木）午前9時30分 高松地方裁判所 大会議室（6階） (※4月30日（金）は自由研究日である。)	なし
徳島	5月6日（木）午前9時30分 徳島地方裁判所 事務局総務課（6階） (※4月30日（金）は自由研究日である。)	なし
高知	4月30日（金）午前9時00分 高知地方裁判所 事務局総務課（6階）	なし
松山	5月6日（木）午前9時00分 松山地方裁判所 事務局総務課（5階） (※4月30日（金）は自由研究日である。)	なし